

公共施設におけるキッチンカー出店の トライアル・サウンディング実施要項

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングとは、公共施設の余剰スペースを事業者に一定期間利用してもらい、効果的な利活用方法を探る取組み。

2 背景・目的

本市は、行政・企業・団体等が持つそれぞれの強みやSDGsの取り組み、チャレンジしたいことなどを「見える化」し、「共創」による取組を活性化することで、地域の活性化や課題解決を図り、新たな事業などの創出を目指す。※桐生市SDGs官民共創プラットフォーム

本事業は、公共施設の余剰スペースを活用したキッチンカーの移動販売に関し、利用者ニーズや集客実績、事業者の出店意向等の基礎データを収集・検証することにより、移動販売による余剰スペースの利活用の可能性を明らかにし、市民・民間・行政の3者にとって良好な環境を目指し、持続的な運用に向けた仕組みづくりを行うことを目的とする。

3 概要

(1) 協力機関

桐生・みどり・太田キッチンカー協会（以下「キッチンカー協会」という。）

(2) 出店場所及び区画

① 出店場所

桐生市新里総合センター敷地内（以下「総合センター敷地内」という。）

住所：群馬県桐生市新里町武井 693 番地 1

② 出店区画（別紙出店エリア図の赤枠）

1 区画 15 m²（幅 5m×奥行 3m）

※車両の設備（扉を広げる場合等の作業スペースも含む。）だけでなく、看板、のぼり等の設置位置も使用面積に含める。

(3) 出店期間

令和 8 年 9 月 2 日（水）から 11 月 30 日（月）までの期間のうち、次の（ア）から（ウ）までの日を除き、市とキッチンカー協会との協議により決定する。

（ア）土曜日、日曜日、祝日

（イ）来庁者の駐車台数が多い日

（ウ）その他市の業務の都合上支障がある日

(4) 出店日時

- ① 週 3 日（月曜日・水曜日・金曜日）
- ② 10 時 00 分から 16 時 00 分までの希望する時間帯とする。ただし、準備、片付け、退出等の時間を含む。
- ③ 上記のうち、11 時 30 分から 13 時 30 分までの時間帯は、必ず出店すること。

(5) キッチンカーの上限

原則 1 日 1 台

(6) 使用料

社会実験のため免除とする。

(7) その他の経費

出店に係る費用は、事業者の負担とする。

(8) 出店形態

- ① キッチンカーによる飲食物の販売
※ただし、酒類及び市が不適切と判断したものは禁止とする。
- ② テイクアウトのみの営業

(9) 役割分担

区分	主な役割
市	・ 総合センター敷地内における出店場所の確保 ・ 必要に応じて安全確保、運営改善に関する助言、現場調整
キッチンカー協会	・ 事業者の調整、スケジュール管理、実績管理 ・ 広報、情報発信、事業者アンケートの実施
事業者	・ 衛生管理、安全管理、廃棄物処理の厳守 ・ 売上等実績報告書の提出及び利用者アンケートの協力

4 出店資格

本事業はキッチンカー協会と協働で行うため、出店は同協会の会員に限定する。ただし、以下の条件を全て満たす者に限る。

- (1) 移動販売を行うために必要とされる関係法令等に基づく許認可を受けていること。
- (2) 移動販売を行う上で必要な電気、水道及びガスを自ら用意できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 市との迅速かつ具体的な連絡調整が可能であること。

- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）等の損害保険に加入していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

5 厳守事項

- (1) 食中毒防止対策を徹底すること。
- (2) 移動販売を行う際に発生するごみ及び排水は、全て持ち帰ること。
- (3) 指定された場所以外の場所で販売を行わないこと。
- (4) 事故やトラブルには自己の責任で対応すること。
- (5) 総合センター敷地内を利用する者の動線及び安全を確保すること。
- (6) 客引き行為を行わないこと。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音を伴う機器（移動販売を行う際に使用する発電機を除く。）を使用しないこと。
- (8) 悪天候等による実施の可否の判断は事業者自らが行き、販売を行わない場合は速やかに連絡すること。
- (9) 社会実験の PR（SNS 等での告知等）やアンケート等に協力すること。
- (10) 庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。
- (11) その他疑義が生じた場合は、市と協議を行い、その指示に従うこと。

6 使用許可の取消し

総合センター敷地内を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消すことがある。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 総合センター敷地内を汚損、破損その他の損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

7 損害の賠償

(1) 事業者はその責めに帰する理由により、総合センター敷地内に汚損、破損その他の損害を与えたときは、市に対し損害額に相当する金額を支払わなければならない。

(2) 事業者は、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(3) 移動販売の実施に当たり、事業者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

8 効果測定

キッチンカー協会は、実施期間終了後、以下の評価項目を参考に、実績報告書及び事業者アンケートを取りまとめ市に提出すること。

市は、利用者アンケート及び提出された資料に基づき、公共施設におけるキッチンカー等出店による官民連携による持続的な運用に向けた仕組みづくりを行う。

評価項目	主な内容
出店実績	出店回数、参加事業者数、利用人数・売上等
経済効果	桐生市産の食材・地域通貨「桐ペイ」の活用、地元事業者数
利用者満足度	アンケートによる満足度、利便性向上の評価
持続可能性	出店場所・使用料設定の妥当性、
官民連携効果	行政・民間協働の有効性、課題

9 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 収集したデータは本市が公表することができる。

(3) 本要項に定めのない事項については、市とキッチンカー協会で協議の上、決定することとする。

10 問合せ先

群馬県桐生市新里町武井 693 番地 1

桐生市新里支所市民生活課 庶務・税務係

電話番号： 0277-74-2212 (直通)

E-mail : niishimin@city.kiryu.lg.jp